| 業 | 務 | Ø | 名 | l | 称 | 活性汚泥併用型生物膜処理システムに関する研究 |
|------|--------------|----------------|---------------|---------|--------------|---|
| 業 | 7 | 务 | 概 | | 要 | 本研究は、既設処理場を改造することで曝気風量を大幅に削減できる新たな水処理技術である活性汚泥併用型生物膜処理システムに関するものであり、具体的には既存の処理法(標準活性汚泥法)を対象として、反応槽内前段に MABR(Membrane Aerated Biofilm Reactor)モジュールを設置して有機物や窒素など前段で一定量の処理を行うことで、後段では処理しきれなかった汚濁物質を従来の処理に必要な曝気風量以下で放流水質を満足する処理をし、さらにN2Oの発生量を抑制する活性汚泥併用型生物膜処理システムの技術を研究するものである。 |
| 契約 | 約担当 | 官等の | 氏名 | 並で | ۴Iこ | 支出負担行為担当官 |
| | | | | | | 国土技術政策総合研究所長 佐々木 隆 |
| 所 | | 在 | - | | | 茨城県つくば市旭1番地 |
| 契 | 約 | 年 | 月 | | | 令和6年6月11日 |
| 契 | 約 | 業 | 者 | _ | 名 | (一財)造水促進センター・(株)日立プラントサービス・DDP スペシャル ティ・プロダクツ・ジャパン(株)・(大)北九州市立大学・(独)秋田工業高 等専門学校・日本水工設計(株)共同研究体 |
| 契 | 約第 | 人 | の | 住 | 所 | 東京都中央区日本橋横山町4番5号 |
| 契 | 約金 | 額(| 税证 | <u></u> |) | ¥39,655,000 — |
| 予 | 定価 | 格(| 税证 | <u></u> |) | ¥39,655,000 — |
| 随道 | 意契約(| こよるこ | こととし | た理 | 里由 | 本委託研究については、国土交通省水管理・国土保全局により設置された学識経験者等からなる下水道革新的技術実証事業評価委員会において、あらかじめ研究開発課題の公募を行い、同会議において審査基準にもとづき審査された結果、令和5年2月に本研究課題及び委託先((一財)造水促進センター・(株)日立プラントサービス・DDPスペシャルティ・プロダクツ・ジャパン(株)・(大)北九州市立大学・(独)秋田工業高等専門学校・日本水工設計(株)共同研究体)が選定されたものであり、令和6年2月に同会議で中間評価が行われ、研究の継続が妥当であると評価されたものである。なお、令和5年度、令和6年度の選定結果等については、国土交通省ホームページ等で詳細に公表されて |
| | | | | | | いる。 以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会 計令第102条の4第3号の規定により、上記委託先と随意契約す るものである。 |
| 業 | 7 | 务 | - 場 | | 所 | 以上のことから、会計法第29 条の3第4項及び予算決算及び会 計令第102条の4第3号の規定により、上記委託先と随意契約す |
| 業 | | 务 | <u>場</u> 区 | | 所分 | 以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、上記委託先と随意契約するものである。 |
| 業履 | ₹ | | 区 | | | 以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、上記委託先と随意契約するものである。 |
| 業履 | 和 | E | 区 (| 自至 | 分)) | 以上のことから、会計法第29 条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、上記委託先と随意契約するものである。 |
| 業履履落 | 和 | 重 期 間 | 区 (| | 分) 率 | 以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、上記委託先と随意契約するものである。 茨城県つくば市旭1番地 |
| 業履 | 和 | 重期 間期 間 相 札 | 区 (| | 分)) | 以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、上記委託先と随意契約するものである。 茨城県つくば市旭1番地 |